

市第43号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

（横浜市一般職職員の分限に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市一般職職員の分限に関する条例（昭和27年 3 月横浜市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

5 法第22条の 2 第 1 項の会計年度任用職員に対する第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「3 年を超えない」とあるのは、「法第22条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の」とする。

第 5 条の 2 中「第16条第 2 号」を「第16条第 1 号」に、「至った」を「至った」に改める。

（横浜市一般職職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市一般職職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1 月」を「1 日」に改め、「地域手当」の次

に「の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第4条 横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用の職を占める職員及び同法」を加える。

（横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表投票所の投票管理者の項中「日額 13,000」を「日額 13,000（職務時間内に交替する場合にあっては、13,000円以内で市長が定める額）」に改め、同表期日前投票所の投票管理

者の項中「日額 12,000」を「日額 12,000（職務時間内に交替する場合にあっては、12,000円以内で市長が定める額）」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「日額 12,000」を「日額 12,000（立会時間内に交替する場合にあっては、12,000円以内で市長が定める額）」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「日額 11,000」を「日額 11,000（立会時間内に交替する場合にあっては、11,000円以内で市長が定める額）」に改める。

（横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第 6 条 横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年 3 月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「職員（」の次に「法第22条の 2 第 1 項の会計年度任用職員を除く。」を加える。

第 8 条第 4 項中「発令の日の」を「その許可の有効期間の開始日の」に、「またはその」を「又はその」に、「発令の日または当該事由の生じた」を「復職の」に改める。

第20条第 1 項及び第 2 項中「、若しくは法第16条第 1 号に該当して法第28条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

別表第 1 備考 1 ただし書を削る。

（横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正）

第 7 条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当の額及びその支給方法」を「横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号。以下「給与条例」という。）第 20 条第 3 項の規定に基づき、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法について必要な事項」に改める。

第 2 条中「横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、「、若しくは失職し」を削る。

第 2 条の 2 第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第 3 条第 1 項中「、若しくは失職し」を削る。

（横浜市旅費条例の一部改正）

第 8 条 横浜市旅費条例（昭和 23 年 10 月横浜市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「ときは」の次に「、別に定めるもののほか」を加える。

（横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第 9 条 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和 26 年 12 月横浜市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（会計年度任用職員の勤務時間）

第 6 条 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の会計年度任用職員の勤務時間については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。

（横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正）

第10条 横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時の職員を除く。」を削る。

第6条を第7条とし、第5条の2の次に次の1条を加える。

（臨時職員等の休暇）

第6条 臨時的に任用される職員及び地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員の休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。

（横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第11条 横浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「出産休暇」の次に「（同条例第6条の規定に基づく規則で定めるものを含む。）」を加える。

第8条第2号中「いう。）」の次に「並びに同法第22条の2第1項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める職員」を加える。

第9条第3項中「5時間45分」の次に「（会計年度任用職員にあっては、5時間30分）」を加える。

第10条中「第19条」の次に「又は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 月横浜市条例第 号）第13条」を加える。

（横浜市退職手当条例の一部改正）

第12条 横浜市退職手当条例（昭和24年8月横浜市条例第40号）の

一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書を次のように改める。

ただし、地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第22条の 2 第 1 項（同項第 2 号に掲げる職員にあっては、規則で定めるものを除く。）、第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項、第28条の 6 第 1 項及び第 2 項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第18条第 1 項の規定により採用された職員並びに規則で定める臨時の職員は除く。

第 2 条第 4 号中「横浜市職員定数条例（昭和28年 4 月横浜市条例第13号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する」を削る。

第 3 条中「第 2 条第 1 項」の次に「、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 月横浜市条例第 号）第 2 条」を加える。

第11条の 4 第 1 項第 2 号中「（同法第16条第 1 号に該当する場合を除く。）」を削る。

第12条の 2 第 2 項中「から起算して 1 月以内」を「の翌月の末日まで」に改める。

（横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第13条 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年 4 月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条及び第13条の 2 中「、若しくは法第16条第 1 号に該当して法第28条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第16条を次のように改める。

第16条 削除



第17条（見出しを含む。）中「報酬」を「給与」に改める。

（横浜市児童福祉審議会の委員の費用弁償条例等の一部改正）

第14条 次に掲げる条例の規定中「第 203 条の 2 第 4 項」を「第203条の 2 第 5 項」に改める。

- (1) 横浜市児童福祉審議会の委員の費用弁償条例（昭和31年10月横浜市条例第44号）第 1 条
- (2) 横浜市土地区画整理審議会の委員等の費用弁償条例（昭和31年 3 月横浜市条例第 3 号）第 1 条
- (3) 横浜市教育委員会委員の費用弁償条例（昭和25年 3 月横浜市条例第 9 号）第 1 条
- (4) 横浜市選挙管理委員の費用弁償条例（昭和29年10月横浜市条例第33号）第 1 条
- (5) 横浜市人事委員会委員の旅費及び費用弁償条例（昭和26年 6 月横浜市条例第32号）第 1 条
- (6) 横浜市監査委員の旅費及び費用弁償条例（昭和22年 7 月横浜市条例第30号）第 1 条

（横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

第15条 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年 3 月横浜市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第12条第 1 項第 3 号」を「第12条第 1 項第 4 号」に改める。

（横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第16条 横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する

。

第 4 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「禁こ」を「禁錮」に、「  
終って」を「終わって」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条中  
第 3 号を第 2 号とする。

第 5 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の  
規定中横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別  
表の改正規定は公布の日から、第 1 条の規定中横浜市一般職職員の  
分限に関する条例第 5 条の 2 の改正規定、第 6 条の規定中横浜市一  
般職職員の給与に関する条例第 20 条第 1 項及び第 2 項の改正規定、  
第 7 条の規定、第 12 条の規定中横浜市退職手当条例第 11 条の 4 第 1  
項第 2 号の改正規定、第 13 条の規定中横浜市企業職員の給与の種類  
及び基準を定める条例第 13 条及び第 13 条の 2 の改正規定並びに第 15  
条及び第 16 条の規定は令和元年 12 月 14 日から施行する。

### 提 案 理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴  
い、会計年度任用職員に係る関係規定の整備を図る等のため、地方  
公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係  
条例の整備に関する条例を制定したいので提案する。



**参 考**

横浜市一般職職員の分限に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（休職の効果）

第 4 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 法第 22 条の 2 第 1 項の会計年度任用職員に対する第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「3 年を超えない」とあるのは、「法第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の」とする。

（失職の例外）

第 5 条の 2 法 第 16 条第 1 号 に該当するに 至った 職員のうち、刑の 至った 執行を猶予された者は、その罪が過失によるものであり、かつ、任命権者が情状を考慮して特に必要と認めたときは、その職を失わない。

横浜市一般職職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（  
抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（減給の効果）

第 3 条 法第 29 条第 1 項に規定する減給は、 $\frac{1}{1}$  日以上 6 月以下の範囲内で、給料及びこれに対する地域手当 の合計額（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額） の 10 分の 1 以下を減ずるものとする。

（第 2 項省略）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等  
に関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）  
（~~下段~~ 現 行）

（職員 の 派遣）

第 2 条 （第 1 項 省略）

2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（第 1 号 及び 第 2 号 省略）

(3) 地方公務員法 ~~第 22 条~~ 第 22 条第 1 項 に規定する条件付採用になっている職員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 59 条第 1 項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法 ~~第 22 条~~ 第 22 条第 1 項 の規定により横浜市以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものを除く。）

（第 4 号 及び 第 5 号 省略）

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜  
粋）

（~~上段~~ 改正案）  
（~~下段~~ 現 行）

（報告事項）

第 3 条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法 第 22 条の 2 第 1 項第 2 号 に掲げる会計年度任用の職を占める職員及び同法 第 28 条の 5 第 1 項 に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とす

る。

(第 1 号から第 11 号まで省略)

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条  
例 (抜粋)

(上段 改正案  
下段 現 行)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 203 条  
第 203 条  
の 2 第 5 項  
の 2 第 4 項の規定により、非常勤の特別職職員 (市議員を除く  
。以下「特別職職員」という。) の報酬及び費用弁償の額並びに  
その支給方法を定めるものとする。

別表

職 名	報酬の額
(省 略)	
投票所の投票管理者	<u>日額 13,000</u> <u>日額 13,000</u> (職務時間内に 交替する場合に あっては、13,000 円以内で市長が 定める額)
期日前投票所の投票管理者	<u>日額 12,000</u> <u>日額 12,000</u> (職務時間内に 交替する場合に あっては、12,000

	円以内で市長が 定める額)
( 省 略 )	
投票所の投票立会人	日額 12,000 日額 12,000 (立会時間内に 交替する場合に あつては、12,000 円以内で市長が 定める額)
期日前投票所の投票立会人	日額 11,000 日額 11,000 (立会時間内に 交替する場合に あつては、11,000 円以内で市長が 定める額)
( 省 略 )	

横浜市一般職職員の給与に関する条例 ( 抜粋 )

( 上段 改正案 )  
( 下段 現 行 )

( 趣 旨 )

第 1 条 この条例は、地方公務員法 ( 昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。 ) 第 24 条第 5 項並びに第 25 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、一般職の職員 ( 法第 22 条の 2 第 1 項の会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。 ) の給与に関し必要な事項

を定めるものとする。

第 8 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 職員が法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の許可を受けた場合においては、その許可の有効期間の開始日の前日まで、その許可が取り消され、発令の日の又はその許可の有効期間が満了した場合には、復職のまたはその令の日または当該事由の生じた日から、給料を支給する。

(第 5 項省略)

(期末手当及び勤勉手当)

第 20 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの日前 1 月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの日前 1 月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。

(第 3 項省略)

(臨時職員の給与)

第 21 条 削除  
臨時的に任用される職員の給与については、前各条の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て任命権者が定める。

別表第 1 行政職員給料表

(表省略)

備考

1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 21 条に規定する職員を除く。

( 2 及び 3 省略 )

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例

( 抜粋 )

( 上段 改正案 )  
( 下段 現 行 )

( 趣 旨 )

第 1 条 この条例は、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号。以下「給与条例」という。）第 20 条額及びその支給方法第 3 項の規定に基づき、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

( 一般職職員の期末手当 )

第 2 条 給与条例  
横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号。以下「給与条例」という。）第 20 条第 1 項に規定する職員（以下この条から第 2 条の 3 まで及び第 4 条において「職員」という。）に対する給与条例第 20 条第 3 項に規定する期末手当の額は、それぞれ 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（退職し\_\_\_\_\_、又は死亡した職員にあっては、退職し\_\_\_\_\_、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に 100 分の 132.5（行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が定める職員を除く。以下「管理職員」という。）に支給する場合にあっては、100 分の 112.5）を乗じて得た額に、それぞれその



基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(表及び第 2 項から第 5 項まで省略)

第 2 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、給与条例第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(第 1 号省略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員(同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)

(第 3 号及び第 4 号省略)

(一般職職員の勤勉手当)

第 3 条 給与条例第 20 条第 2 項に規定する職員(以下この条において「職員」という。)に対する同条第 3 項に規定する勤勉手当の額は、基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に、それぞれその基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合に勤務成績に応じて市長が定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た割合を、乗じて得た額とする。

(表及び第 2 項から第 6 項まで省略)

横浜市旅費条例(抜粋)

(上段 改正案)  
(下段 現 行)

第 1 条 本市職員その他の者で、公務のため旅行するときは、別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより、旅費を支給する。

横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)  
(下段 現 行)

(会計年度任用職員の勤務時間)

第 6 条 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の会計年度任用職員の勤務時間については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。

(委任)

第 7 条 (本文省略)  
第 6 条

横浜市一般職職員の休暇に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)  
(下段 現 行)

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、一般職職員（臨時の職員を除く。以下「職員」という。）の休暇について必要な事項を定めることを目的とする。

(臨時職員等の休暇)

第 6 条 臨時的に任用される職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の会計年度任用職員の休暇については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める

—

(委任)

第 7 条  
第 6 条 (本文省略)

横浜市職員の育児休業等に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案)  
(下段 現行)

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)

第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(第 1 号省略)

- (2) 非常勤職員の配偶者 (届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業 (以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。) をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき (当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の 1 歳到達日の翌日後であるとき又は当該地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。) 当該子が 1 歳 2 箇月に達する日 (当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数 (当該子の出生の日から当該子の 1 歳到達日までの日数をいう。) から育児休業等取得日数 (当該子の出生の日以後当該非常勤職員が横浜市一般職職員の休暇に関する条例 (平成 4 年 3 月横浜市条例第 3 号) 第 4 条第 1 項第 3 号に規定する出産休暇 (同条例第 6 条の規定に基づ

く規則で定めるものを含む。)を受けることにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(第 3 号省略)

(部分休業を請求することができない職員)

第 8 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(第 1 号省略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）並びに同法第 22 条の 2 第 1 項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める職員を除く。）

(ア及びイ省略)

(部分休業の承認)

第 9 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 非常勤職員に対する第 1 項の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分(会計年度任用職員にあっては、5 時間 30 分)を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を

受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第 10 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき、横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号)第 19 条 又は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年 月横浜市条例第 号)第 13 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

#### 横浜市退職手当条例(抜粋)

(上段 改正案  
下段 現行)

(職員の定義)

第 2 条 この条例において職員とは、次に掲げる者をいう。ただし、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項(同項第 2 号に掲げる職員にあっては、規則で定めるものを除く。)第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6、第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項、第 28 条の 6 第 1 項及び第 1 項若しくは第 2 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 18 条第 1 項の規定により採用された110 号)第 18 条第 1 項の規定により採用された職員並びに規則で定める臨時の職員は除く。

(第 1 号から第 3 号の 2 まで省略)

(4) 横浜市職員定数条例(昭和 28 年 4 月横浜市条例第 13 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する市長の事務部局の職員(第 15 号に掲げる者を除く。)

(第 5 号から第 15 号まで省略)

(給料の定義)

第 3 条 この条例において給料とは、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例第 3 条第 4 項及び第 10 条第 1 項、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号）第 2 条第 1 項、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 月横浜市条例第 号）第 2 条並びに横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年 4 月横浜市条例第 27 号）第 3 条第 1 項に規定する給料をいう。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第 11 条の 4 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(第 1 号省略)

(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職 （同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

(第 2 項及び第 3 項省略)

(退職手当の支払)

第 12 条の 2 (第 1 項省略)



- 2 一般の退職手当等は、職員が退職した日 の翌月の末日まで から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（期末手当）

第 13 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの日前 1 月以内に退職し 、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。

（勤勉手当）

第 13 条の 2 勤勉手当は、勤務成績に応じて、6 月 1 日及び 12 月 1 日にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの日前 1 月以内に退職し 、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。

（臨時職員の給与）

第 16 条 削除  
臨時的に任用される職員の給与については、前各条の規定にかかわらず、他の職員の給与との均衡を考慮して、管理者が別に定める。

（非常勤職員の給与  
報酬）

第 17 条 企業職員で常時勤務を要しないもの（法第 28 条の 5 第 1 項

に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。) の 給与 報酬 については、職員の給与との均衡を考慮して、管理者が別に定める。

横浜市児童福祉審議会の委員の費用弁償条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項  
第 203 条の 2 第 4 項の規定に基づき、横浜市児童福祉審議会の委員（以下「委員」という。）に支給する費用弁償については、この条例の定めるところによる。

横浜市土地区画整理審議会の委員等の費用弁償条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項  
第 203 条の 2 第 4 項の規定に基づき、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 70 条の規定に基づく土地区画整理審議会の委員（以下「委員」という。）及び同法第 71 条の規定に基づく評価員（以下「評価員」という。）に支給する費用弁償については、この条例の定めるところによる。

横浜市教育委員会委員の費用弁償条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項  
第 203 条の 2 第 4 項

規定による本市教育委員会委員（以下「委員」という。）の費用弁償は、この条例の定めるところによる。

横浜市選挙管理委員の費用弁償条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条  
第 203 条  
の 2 第 5 項  
の 2 第 4 項の規定により選挙管理委員の費用弁償の額及びその支給方法を定めるものとする。

横浜市人事委員会委員の旅費及び費用弁償条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条  
第 203 条  
の 2 第 5 項  
の 2 第 4 項の規定に基づき、人事委員会委員（以下「委員」という。）の旅費及び費用弁償について定めることを目的とする。

横浜市監査委員の旅費及び費用弁償条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条  
第 203 条  
の 2 第 5 項  
の 2 第 4 項及び第 204 条第 3 項の規定により監査委員の旅費及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

(上段 改正案  
下段 現 行)

(動物取扱業者の責務)

第 6 条 動物取扱業者 (法 第 12 条 第 1 項 第 4 号  
第 12 条 第 1 項 第 3 号 に規定する第一種動物取扱業者 (以下「第一種動物取扱業者」という。) 又は法第 24 条の 3 第 1 項に規定する第二種動物取扱業者をいう。以下同じ。  
) は、法第 8 条第 1 項の動物の販売を業として行う者を除き、その取り扱う動物の譲受者、借受者、飼い主等に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるよう努めなければならない。

#### 横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条

例 (抜粋)

(上段 改正案  
下段 現 行)

(欠格条項)

第 4 条 次の各号の一に該当するものは、消防団員となることのできない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(1) 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を 終わって から 2 年を経

(2) 禁こ  
過しないもの

(2) (本文省略)

(3)

(失格条項)

第 5 条 消防団員が、次の各号の一に該当するときはその身分を失う。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

$\frac{(4)}{(5)}$  (本文省略)

